

条文素案	背景・解説
<p>(町長の責務)</p> <p>第 条 町長は、町の代表者として町民の信託にこたえまちづくりの基本理念を実現するよう公正で透明で開かれた町政の運営にあたらなければならない。</p> <p>二 町長は、職員の採用にあたっては 公募を原則とし、請求があれば応募状況、採用時の成績結果を公表しなければならない。</p> <p>三 町長は、町民との協働に必要な能力を備えた職員の養成に努めなければならない。</p>	<p>町民の信託：住民が自分達の選んだ町長と町議会議員を信じて町政を託すこと</p> <p>町政：町、町議会、町関連機関</p> <p>公表：請求に応じてその部分だけを知らせる。情報公開と区別する。</p>
<p>(執行機関の責務)</p> <p>第 条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正で誠実、迅速に職務を執行しなければならない。</p> <p>二 町は、町民と協働してまちづくりを推進するため 町民の町政への参画の機会を確保(参画 第二項 参画制度)しなければならない。</p>	<p>町の執行機関： 地方自治体における「執行機関」とは、「長（都道府県知事、市町村長）」と「委員会又は委員（行政委員会といわれるもの、具体的には、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公平委員会、監査委員、公安委員会、地方労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁業管理委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会）」を指す （地方自治法138条の4,180条の5）</p> <p>議決機関： 「憲法」「地方自治法」上にでてこないのも、「議決」によって団体の意思を決定する機関、という一般的な意味で考えると、「議会」が「議決機関」となる。 （「憲法」93条に第1項では議事機関といわれている。</p>
<p>(町職員の責務)</p> <p>第 条 町職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために公正で誠実かつ効果的に職務に専念しなければならない。</p> <p>二 町職員は常に公務員として職務に必要な知識、技能の向上に努めなければならない。</p>	<p>ここでちょっとまぎらわしいのは、「議会」に「常任委員会」「議会運営委員会」「特別委員会」を条例でおくことができる、（地方自治法109条第1項、109条の2第1項、110条第1項）となっているところ。ここでいう「委員会」とは、議会で調査すべき事項のうち、専門的な事項を調査させるもので各地方自治体の条例で設置することになっている。「総務委員会」とか「建設委員会」、「文教委員会」とかいうのがそれにあたる（名称や担当する調査事項の範囲は各地方自治体の条例によって定められる）。</p>
<p>(行政組織の編成)</p> <p>第 条 町は、社会情勢の変化に対応し、町民にわかりやすく、機能的かつ効果的に最小の経費で最大の効果を図るよう組織づくりを行うものとする。</p>	<p>「教育委員会」と「総務委員会」、どちらも「～委員会」となっているが、組織上まったく別の</p>

二 町の組織は、状況の変化に柔軟に対応し、縦割り行政の弊害をなくすため、相互の連携を

はかるものとする。

三 町、職員の効果的な任用・適切な人員配置を行うものとする。

(危機管理)

第 条 町は、町民、関係機関等との協力及び連携により、不測の事態に備えるため、総合的かつ

機動的な危機管理体制の確立につとめなければならない。

二 町は、危機管理体制の中で町民の参加を積極的に促す。

(審議会等制度)

第 条 町は、町が設置する審議会その他の町関連機関等の委員を選任する場合は、

原則として町民からの公募を含めるものとする。

二 町は、(会議公開の原則(第 条第二項)に従い審議会その他の町関連機関の会議及び

議事録は公開しなければならない。

(総合計画等の策定)

第 条 町は 総合的かつ計画的に町政運営を図るため、基本構想及びこれに基づく都市計画

マスタープラン等の基本計画をこの条例の趣旨にのっとり策定し、計画的な町政運営に努める

ものとする。

二 町は、総合計画の策定、見直し、評価にあたって幅広く町民の参画を得て行わなければな

らない。

(説明責任)

第 条 町は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を町

民にわかりやすく説明しなければならない。

二 町は、議員及び町民からの**要望、口利き等**を記録し、公表しなければならない。

位置にあり、前者は地方自治体の執行機関、後者は地方自治体の議事機関である議会の中の専門
的機関。

「行政委員会」の委員の選任方法を下記に示す。()は、地方自治法以外の根拠法令。

「教育委員会」 議会の同意を得て長が任命(地方教育行政の組織と運営に関する法律)

「選挙管理委員会」 議会において選挙

「人事委員会、公平委員会」 議会の同意を得て長が任命(地方公務員法)

「監査委員」 議会の同意を得て長が任命

「公安委員会」 議会の同意を得て長が任命(警察法)

「地方労働委員会」 長が任命(労働組合法)

「収用委員会」 議会の同意を得て長が任命(土地収用法)

「海区漁業調査委員会」 一部公選、一部長が任命(漁業法)

「内水面漁業管理委員会」 長が選任(漁業法)

「農業委員会」 一部公選、一部長が任命(農業委員会等に関する法律)

「固定資産評価審査委員会」 議会の同意を得て長が任命(地方税法)

「固定資産評価審査委員会」 議会の同意を得て長が任命(地方税法)

危機管理体制：

緊急事態に迅速かつ一貫して対処するために、情報収集や分析を行い戦略的な

対応策を立案するための専管組織

不測の事態：過去の事例の列挙。災害、財政その他。大規模災害などの

総合計画

町のまちづくりの将来目標を定めたもので、まちづくりを進めるうえでの基本となる。

基本構想；義務付けはなくなった。

都市計画マスタープラン：

総合計画の中のまちづくりに関する具体案

説明責任：ただ単に公表するだけにとどまらず、町民に納得のいく説明をする責任

(財政運営及び制度の整備)

第 条 町は、総合計画を実施するため、中・長期財政計画を定め、財源を効率的かつ効果的に運用し、健全な財政運営を図らなければならない。

二 町は、財政計画を定めたときは、住民にわかりやすく公表しなければならない。

(予算編成、執行、決算)

第 条 町長は、予算について、編成過程を含め、住民が具体的に把握できるよう、わかりやすく公表しなければならない。

二 町長は、町の事業の予定及び進捗状況が明らかになるよう予算の執行計画を策定し、住民にわかりやすく公表しなければならない。

三 町長は、住民が決算内容を理解できるよう分りやすく公表しなければならない。

(財産管理)

第 条 町長は、町が保有する財産を明らかにし、財産の計画的な管理及び効率的な運用に努めなければならない。

(財政状況の公表)

第 条 町長は、財政に関する状況について、具体的な所見を付してわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第 条 町は、効果的で効率的な行政サービスと行政運営の透明性の向上を図るめ、客観的行政評価を実施し、その結果を公表するとともに、その評価に基づいて、必要性の見直しや町政運営の改善に努めなければならない。

要望、口利き等：かつて、密室での要望、口利きにこたえ「その場限りの対応」を行った経緯があり、公平な行政サービスが阻害される事があった。

町長、町
立場の違い

提供の受け方

条例：公表に関する条例と同じ

わかりやすく公表する：重要

客観的行政評価：第三者機関による行政評価、年度目標の達成度合いについて評価する。

(個別外部監査)

- 第 条 町は、適正で効率的かつ効果的な行財政の運営を確保するため、必要に応じて外部機関その他第三者(以下「外部機関等」という。)に監査を実施させることができる。
- 二 住民は、前項に規定する目的を達成するため、町に対して監査委員による監査に代えて、外部機関等による監査の実施を請求することができる。
- 三 町は、前項に規定する請求があったときは、外部機関等に監査を実施させることができ、その結果を公表するものとする。ただし、当該監査を実施させないときはその理由を公表するものとする。

外部監査制度とは、

都道府県や市町村などの地方公共団体が行っている事務を、当該地方公共団体に属していない外部の専門家(=外部監査人)が監査することをいう。

この外部監査人になれるのは、弁護士、税理士、公認会計士、公務精通者(※)である。

(※) 国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者であって、監査に関する実務に精通しているものとして政令で定めるもの

外部監査制度には、

「包括外部監査」と「個別外部監査」の2種類がある。

包括外部監査

都道府県、政令指定都市、中核市において法律で年1回以上の実施が地方自治法により義務づけられる監査である。

(その他の市町村においても、条例で定めることにより実施が可能。) 監査人が必要と認めた特定の事件について、監査を行うものである。

個別外部監査

特定の事件について、住民や議会、首長からの監査委員に対して監査の請求ができるが、この請求にかえて外部監査人による監査を要求することができる。これが個別外部監査である。

内部監査のみではなく、外部監査も行えるという緊張感を持たせることにより、適正な内部監査につながるというメリットがある。

内部監査はあるものの、外部の機関、第三者の目による監査を実施することで、より適切なチェックが可能である。ただし、地方自治法上の「包括外部監査」、膨大な経費がかかり、費用対効果の面でも疑問があるので、包括外部監査のように常設するのではなく、住民、議会若しくは町長からの請求があった場合、必要に応じ実施する「個別外部監査」であれば可能である。

以上のことから、まちづくり基本条例における「外部監査」の規定としては、基本的には地方自治法上の「個別外部監査」を想定したものである。

また、本町においては、既に「上牧町個別外部監査契約に基づく監査に関する条例(平成23年3月条例第5号)」が制定されている。当該条例との関連により、まちづくり基本条例では、左のとおり規定するものである。

(住民投票)

第 条 町長は、住民のくらしに関わる行政上の重要事項について、直接住民の意思を確

認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。

二 前項に規定する住民投票の実施については、別に条例で定める。

三 町長は、第1項に規定する住民投票を実施した場合において、当該住民投票の結果を

最大限尊重するものとする。

住民投票制度とは、

一定数以上の署名を集めて行政運営上の重要事項について住民投票を実施するという制度であり、条例に根拠を置き実施されるものである。

住民投票制度には、

【「個別設置型」と「常設型」】がある。

個別設置型

住民の意思を確認する必要性が生じた都度、案件ごとに制定した条例に根拠を置くもの。

常設型

あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議の方法などを制定しておいた条例に根拠を置くもの。

【「拘束型住民投票」と「諮問型住民投票」】がある。

拘束型住民投票

住民投票の結果が出た場合、首長や議会がその結果に法的に拘束され、その結果に従わなければならない。つまり、当該結果が、そのまま首長や議会の意思表示となり、その結果を実現するために行動する義務を負うことになる。

諮問型住民投票

住民投票の結果に法的拘束力はなく、また、首長や議会の選択や判断を完全に縛ろうとするものではなく、当該結果を尊重しなければならないものとしている。

※ 住民投票の結果が首長等を拘束する(又は当該結果を団体の意思とする)仕組みを住民投票条例に規定することは、違法であるとするのが通説であり、「諮問型住民投票」として制度設計することが妥当である。[今まで拘束型住民投票が実施された例はない。]

以上のことから、まちづくり基本条例における「住民投票」の規定としては、「個別設置型」、「諮問型」によるものを想定し、左のとおり規定するものである。